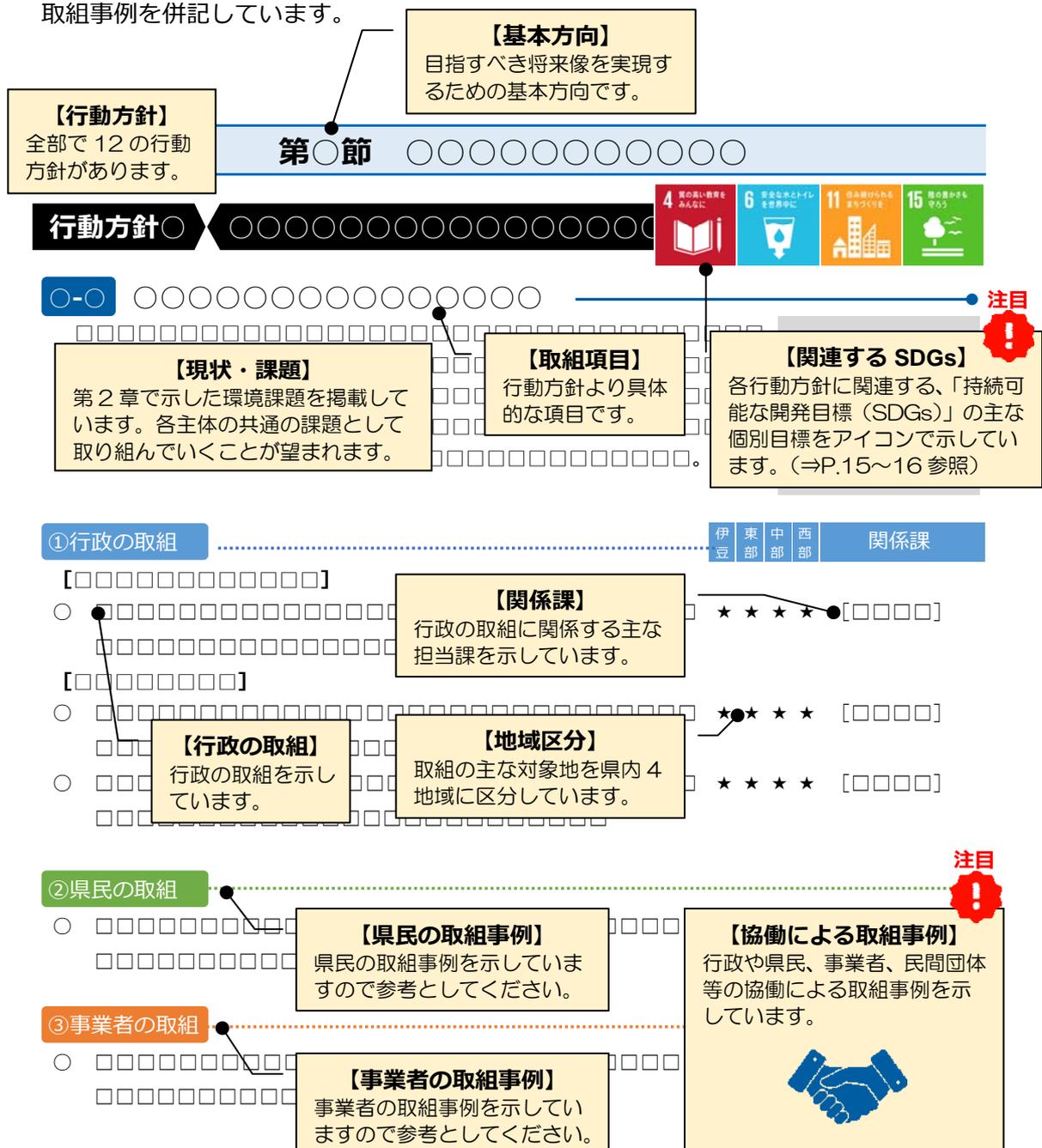


第4章 行動計画

「第4章 行動計画」の見方

- * 本章では、「第2章 生物多様性の現状と課題」の第2節～第4節で示した課題を解決するための行動計画をまとめています。
- * 各主体が連携・協働して取り組んでいくため、行政の取組とともに県民、事業者、協働による取組事例を併記しています。



第1節 多様な生物の個性とつながりを大切にする

行動方針 1 生物多様性に関する調査・研究の推進



1-1 動植物や自然環境等の定期的な調査

今までに県内では1万種以上の動植物が確認されていますが、未調査の分類群も多いことから、実際にはもっとたくさんの生物が生息・生育していると考えられます。そのため、県内の動植物について未調査地域を含めた広範囲な調査を継続的に実施し、確認種についての情報を蓄積するとともに、モニタリング調査を定期的に行うことで、重要種だけではなく普通種を含めた生物相の経年変化を捉えていく必要があります。



動植物調査

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【水辺の国勢調査】

- 狩野川、天竜川、菊川、大井川、安倍川、太田川の6水系にて、定期的に「水辺の国勢調査」を実施して、魚類等の生息状況を把握します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

【動植物や自然環境の調査】

- 県内に生息・生育する希少野生動植物等の状況を把握するため、必要な調査を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等を紹介し、貴重な野生動植物や自然環境の保護意識を高めます。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然保護団体等との協働により自然環境の調査等を実施し、野生動植物の保護を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

② 県民の取組

- 身近な生物や自然環境等に関心を持ち、身の周りにどんな生物がいるか見てみましょう。
- 県や自然保護団体等が行う自然環境の調査等に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- 事業所敷地周辺の身近な生物や自然環境等に注目し、定期的に調査を行ったり、観察会を行う等の取組を行いましょう。
- 県や自然保護団体等が行う自然環境の調査等に参加しましょう。
- 自社の有する技術を調査研究の効率化・適正化に応用しましょう。



南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク

本県では、南アルプスで活動するボランティアが主体となって高山植物の保護対策を実施するため、自然保護団体及び山岳団体等の組織化を進め、2002年（平成14年）度に「南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク」が発足しました。現在は、県と同ネットワークが協働で南アルプスの高山植物保護活動を展開しています。これらの功績が認められ、2009年（平成21年）4月には「「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰」を受賞しました。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

1-2 生物多様性に関する調査・研究の情報収集と活用

県では生物多様性に関する調査・研究や情報提供を行っており、2016年（平成28年）に開館した「ふじのくに地球環境史ミュージアム」はその中心的な役割を果たしています。今後も同ミュージアムが中心となって、県内の自然環境に関する調査や研究を継続するとともに、様々な主体による調査・研究結果について情報収集・蓄積し、生物多様性の保全と持続可能な利用に役立てていく必要があります。



ミュージアム展示

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【ミュージアムを中心とした調査・研究等】

- ふじのくに地球環境史ミュージアムを中心拠点として、幅広く県内の生物多様性に関する調査・研究結果について情報収集・蓄積、活用を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課・文化政策課]

【各研究所や民間団体との連携による調査・研究等】

- 各研究所において生物多様性に関する調査研究を進めるとともに、研究成果の提供、有効活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [研究開発課・環境政策課・文化政策課等]
- 自然研究・保護団体等の民間団体とともに、調査・研究を進めていきます。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

② 県民の取組

- 調査・研究等により、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等に情報提供しましょう。

③ 事業者の取組

- 調査・研究等により、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育情報が得られた場合は、その生息・生育地の保護に配慮するとともに、行政等に情報提供しましょう。



NPO との協働によるミュージアムの運営

「静岡県に県立自然史博物館を！」を合言葉に1995年（平成7年）5月に、県内の自然愛好・研究団体の専門家を中心に結成された「静岡県立自然史博物館設立推進協議会」の活動は、2003年（平成15年）4月より「NPO法人静岡県自然史博物館ネットワーク」に引き継がれ、県からの委託で自然史標本・資料の収集・保管及び展示・教育普及を担う等、自然系博物館の開館に向けて大きな役割を担ってきました。その後、2016年（平成28年）3月にふじのくに地球環境史ミュージアムが開館してからも、同ネットワークとの緊密な連携を図り、全国でも他に類を見ない市民との協働による博物館運営を行っています。

【関係する主体： **県** **県民** 事業者 **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** 市町]



コラム

同好会や研究会等の民間団体による調査・研究

県内には、生物多様性に関わる調査・研究を行っている同好会や研究会等の民間団体が数多くあります。例えば、「遠州自然研究会」や「静岡昆虫同好会」では50年以上にもわたって会誌や会報を発行し続けています。このような民間団体による調査・研究の成果は、本県の生物多様性に関する情報の礎となっています。



行動方針 2 希少野生動植物の保護

2-1 希少野生動植物の調査及びレッドデータブックの普及

本県では1万種以上の動植物が確認されていますが、そのうち619種は絶滅のおそれがあるとされています。そのため、希少野生動植物の調査や情報収集を継続的に行うとともに、静岡県版レッドデータブック※の普及を図る必要があります。

※静岡県版レッドデータブックは、絶滅のおそれのある生物について、その生息・生育状況や保護対策等を紹介した解説書です。現在のレッドデータブックは2004年（平成16）年に発行されたものですが、2018年（平成30）年に新しいレッドデータブックの発行を予定しています。



県版レッドデータブック

① 行政の取組 伊豆 東部 中部 西部 関係課

【希少野生動植物の調査】

- 県内に生息又は生育する希少野生動植物等の生息状況等を把握するため、県内をいくつかの地域に分けて順次調査を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【レッドデータブックの普及】

- 静岡県版レッドデータブックについて、自然保護行政や大規模開発等における適切な自然環境の保護・保全の指標として活用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 静岡県版レッドデータブックを活用し、絶滅のおそれのある身近な生物について県民や事業者に広く啓発を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 一定規模以上の開発にあたっては、静岡県版レッドデータブックに掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施するように指導します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

② 県民の取組

- 絶滅のおそれのある身近な生物や静岡県版レッドデータブックに関心を持ちましょう。

③ 事業者の取組

- 開発事業を行う際には、静岡県版レッドデータブックに掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施しましょう。
- 絶滅のおそれのある身近な生物や静岡県版レッドデータブックに関心を持ちましょう。

2-2 希少野生動植物の保護・増殖

希少野生動植物を保護・増殖するため、静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少野生動植物の捕獲・採取等の規制や保護回復を図るとともに、特に重要な地区を保護区に指定していくことが必要です。また、負傷したり、病気にかかった希少野生動植物の保護収容、治療、野生復帰訓練のための体制の整備も必要です。



ヒメヒカゲ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【条例等による保護】

- 静岡県希少野生動植物保護条例に基づき希少種を指定し、捕獲・採取等を規制するほか、多様な主体による生息地等の保護回復事業を促進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 条例に基づき、指定希少野生動植物ごとに保護回復事業計画を定め、適正かつ効果的な保護を行います。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 絶滅のおそれのあるヤリタナゴ等の動植物を保護するため、保護監視員の委嘱による違法採取についての監視等を行います。 ○ [自然保護課]
- 「静岡県立自然公園条例」に基づき、県立自然公園特別地域内で捕獲や採取等を規制する動植物の指定を行うとともに、周知・徹底をします。 ○ ○ [自然保護課]

【傷病希少野生動物の保護】

- 傷病野生鳥獣を保護するため、保護収容や治療、野生復帰訓練を図る保護センターの設置を検討するとともに、委託先動物園等との連携強化、傷病鳥獣を一時的に養育する県民ボランティア「傷病野生鳥獣保護サポーター制度」の普及・啓発を図ります。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【アカウミガメの保護】

- アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等行うとともに、海岸のクリーン作戦を実施します。 ○ [自然保護課]
- アカウミガメの保護に配慮し、工事实施時期の調整や、海岸清掃活動、海岸侵食対策等の検討を実施します。 ○ [河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課・農地保全課・文化財保護課]

【ニホンウナギの資源管理】

- 親ウナギが産卵のために川を下る秋季にニホンウナギの採捕を禁止します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- ウナギ養殖業の許可制に伴いシラスウナギの池入れ量を抑制します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 県内養殖業者が必要とする量のみ採捕を許可することで、シラスウナギの採捕量を抑制します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

② 県民の取組

- 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、指定種やその他の希少種を採集しないようにしましょう。
- 傷病野生動植物を保護するための県民ボランティア「傷病野生鳥獣保護サポーター制度」に協力しましょう。
- アカウミガメ保護を目的とした海岸清掃や観察会への参加、ニホンウナギの資源保護への認識を深める等、希少野生動植物の保護に積極的に取り組みましょう。

③ 事業者の取組

- 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、事業により指定種やその他の希少種に影響を与えないようにしましょう。
- 事業所周辺の希少野生動植物について積極的な保護活動を行うことにより、地域の環境保全や地域振興・活性化に貢献するとともに、生物資源の長期的な確保、地域住民や民間団体との連携を通じて事業者の認知度が向上する等、中長期的には持続可能な事業活動を支える基盤づくりにつながるようにしましょう。
- アカウミガメ保護を目的とした海岸清掃や観察会への参加、ニホンウナギの資源保護への認識を深める等、希少野生動植物の保護に積極的に取り組みましょう。

2-3 自然再生事業等における希少野生動植物の保護

希少野生動植物に著しい影響を与えないようにするため、公共事業等を実施する際には事前の調査実施や保全対策の立案、環境保全措置の実施、事後モニタリング等を徹底していく必要があります。



麻機遊水地

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【配慮のしくみづくり】

- 各事業における希少な野生動植物への配慮についてのしくみや指針等を検討します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【自然再生事業時における配慮】

- 富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、計画に基づく自然環境の監視を実施します。 ○ [空港運営課]
- 多様な動植物の生息・生育環境となる「ビオトープ」等の維持管理等を実施します。 ○ [空港運営課]
- 自然再生推進法に基づき設立した「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」をこれまでの自然環境の保全・再生だけでなく、利活用との両立を目指した「麻機遊水地保全活用推進協議会」に再編したため、この協議会の中で麻機遊水地の貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生の取組を実施します。 ○ [河川企画課・河川海岸整備課]

② 県民の取組

- 自然再生事業等に関心を持ち、希少野生動植物についての情報収集や保全対策の実施に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 自然再生事業等に関心を持ち、希少野生動植物についての情報収集や保全対策の実施に協力しましょう。

コラム

静岡県の鳥・サンコウチョウ

「静岡県の鳥」は、静岡県鳥獣審議会の委員や県内の野鳥の会、野鳥専門家等の学識経験者に意見を求め、日本全国に生息する約400種以上の中から、県の鳥としてふさわしい5種類の候補（サンコウチョウ、ヤマドリ、セキレイ、ヒバリ、オシドリ）が選ばれました。その後、これらの候補について県民からの公募をした結果、サンコウチョウが第1位となり、1964年（昭和39年）10月2日に県の鳥として決定されました。なお、サンコウチョウは夏になると東南アジアから日本に渡ってくる夏鳥で、囀り声が「月・日・星、ホイホイホイ」と聞こえることから三光鳥と呼ばれています。

静岡県版レッドリストでは準絶滅危惧に位置づけられています。



サンコウチョウ

【写真提供：三宅隆氏】

行動方針 3 外来生物や遺伝的攪乱等の拡大防止

3-1 外来生物の拡大防止

本県でもオオキンケイギクやアライグマ、クリハラリス等の外来生物の分布が拡大しています。これらの外来生物は、在来生物や地域固有の生態系を破壊する原因となります。外来生物を防除するための計画策定や防除の実施、外来生物の情報収集や県民への注意喚起を行うことが重要です。



オオクチバス

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発】

- 県内の侵略的外来種の把握に努め、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 外来生物の生息分布情報等を提供し、市町等が策定する外来生物防除計画の策定や捕獲を支援します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進を図るとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則の普及啓発を推進します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 民間団体等と連携して富士山の外来生物の拡大防止に向けた啓発及び除去活動を行います。 ○ [自然保護課]

【外来生物の駆除・移植制限】

- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 ○ [自然保護課]
- 桶ヶ谷沼の外来生物を駆除し、ベッコウトンボ等の貴重な動植物を保護します。 ○ [自然保護課]
- 外来生物であるブラックバスやブルーギルは、外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進等のほか、静岡県内水面漁業調整規則により移植を原則禁止します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- ヒアリ、アカカミアリ等外来生物の防除を行うため、外国からの物資等の調査・点検を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課]
○ [空港運営課]
- 道路除草作業の中で特定外来生物を発見した際には、関係法令に従い、適切に駆除を行う方策を検討します。 ○ ○ ○ ○ [道路保全課]
- 緑化工等においては主に在来種を用いた工法を用います。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 県立森林公園においてボランティア等と協力し、メリケンソウ等の外来生物の駆除を実施します。 ○ [環境ふれあい課]

② 県民の取組

- 原産地での乱獲や密猟を防止する上からも、外国産のペット等は安易に飼わず、捨てず、終生飼育を行いましょ。う。
- 捕まえた外来生物を他の場所へ放さないようにしましょ。う。
- 野生化した外来生物に餌を与えないようにしましょ。う。
- 庭やベランダ等には郷土種等、在来植物を植えましょ。う。

③ 事業者の取組

- 原産地での乱獲や密猟を防止する上からも、外国産のペット等は安易に売らず、捨てず、終生飼育するように呼びかけましょ。う。
- 事業所敷地には郷土種等、在来植物を植えましょ。う。



富士山麓外来植物撲滅大作戦

毎年多くの人や車が行き来する富士山麓の道路沿いには、外来植物が多数確認されています。外来植物は繁殖力が強いことから、富士山の希少な植物のすみかを奪う等、自然環境へ悪影響を及ぼすおそれがあります。そこで、外来植物対策について普及啓発を進めるとともに、植物の専門家の指導のもと、外来植物除去活動をボランティアの皆さんと一緒にしています。



外来植物の除去

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



コラム

特定外来生物・ヒアリ



ヒアリは、体長 2.5mm～6.0mm ほどの小さな赤茶色のアリです。南米原産ですが、北米、中国、オーストラリア等で定着しており、外来生物法の特定外来生物に指定されています。ヒアリには毒針があり、もし刺されるとアルカロイド系の強い毒による痛みやかゆみ、発熱、じんましん、激しい動悸等の症状が引き起こされる可能性があります。

これまで日本では見つかっていませんでしたが、2017（平成 29 年）6 月以降、2017（平成 29 年）12 月現在までに本県を含む国内 12 都府県で確認されています。ヒアリの多くは、外国から運ばれてきたコンテナの中や、コンテナを水揚げするコンテナヤードで見つかっています。

県内では、2017 年（平成 29 年）8 月に清水港の新興津コンテナターミナルで、卵やさなぎを含む 500 匹以上のヒアリが発見されました。そこで、施設管理者である国と県が殺虫剤を仕掛けて駆除するとともに、ヒアリの繁殖を防ぐため、国が清水港、御前崎港においてコンクリート舗装の割れ目を補修する応急対策を実施しました。現在も国と県及び関係者が協力して、ヒアリの侵入が懸念される清水港、御前崎港及び富士山静岡空港で監視やパトロール等を行っています。

今後も県が 2017 年（平成 29 年）7 月に作成した「ヒアリ対応マニュアル」を活用して、県民等に対するヒアリ対策の普及啓発を進めるとともに、早期発見、駆除、予防に努めていきます。

【主な対策】

- 刺されないよう素手では触らない
 - 熱湯か市販のスプレー式殺虫剤で殺虫する
 - 最寄りの市町または県自然保護課に連絡する
 - 写真を撮る（専門家による判別用）
- 【資料：「ヒアリ」ハット！～ヒアリやアカカミアリかと思ったら～（2017 年、静岡県）】



ヒアリ

【資料：ストップ・ザ・ヒアリ（2017 年（平成 29 年）、環境省）】

3-2 遺伝的攪乱の防止と動物の愛護

他の地域の生物の導入や放流等を行うことにより、遺伝的な攪乱等の問題が報告されています。遺伝的攪乱等を防ぐため、安易に生物の移植や放流、ペットの遺棄、園芸品種の導入を避け、地域固有の種の遺伝的な多様性を損なわないようにすることが必要です。

生物多様性に影響を与える可能性がある動物の遺棄や逸走を防止するため、飼い主に対して動物の終生飼養や適正管理を普及啓発する必要があります。



ゲンジボタル

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【遺伝的攪乱に配慮した漁業】

- 稚魚を生産するための親魚には、栽培漁業を行う海域の天然魚を用いる等、放流個体の遺伝的多様性を保持できるようにします。また、定期的に親魚の一定数を入れ替え、一つの系統に固定されてしまわないようにします。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

【動物の愛護と遺伝的攪乱への配慮】

- 飼い主に対して、動物の終生飼養、適正管理及び所有者明示等を普及啓発します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]
- 動物取扱業者に対して、立入検査等を通じ、法令順守の徹底等を指導します。 ○ ○ ○ ○ [衛生課]

② 県民の取組

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植したり、ペット等の動物の遺棄をするのはやめましょう。
- ペットの終生飼養に努めましょう。
- ペットへの迷子札やマイクロチップの装着等（犬においては鑑札と注射済票の装着）、身元表示に努めましょう。
- 飼い猫に不妊去勢手術を受けさせましょう。

③ 事業者の取組

- 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植したり、ペット等の動物の遺棄をするのはやめましょう。
- 自らの責任や義務を自覚し、取り扱う動物の適正管理や終生飼養に努めましょう。
- 顧客に対して、ペットの安易な飼養を助長しないよう、説明義務の遵守を徹底しましょう。



ミナミメダカの放流と遺伝的攪乱

身近な野生生物の一つであるミナミメダカは近年、水環境の悪化や開発、外来魚類の捕食等の影響を受けて激減し、環境省及び静岡県版レッドリストでは絶滅危惧種に選定されています。そのため、保全が必要な種という認識が高まりましたが、誤った形での保全活動が行われている場合もあります。ミナミメダカは日本の各地で別々の地域集団に分かれていることが、遺伝子解析等の研究によって明らかにされています。つまり、生息している地域の異なるミナミメダカを放流すると、本来その土地に生息していたミナミメダカと交雑して、長い時間を経て形成された地域ごとの遺伝的多様性と固有性が失われてしまいます。また、飼育用の品種であるヒメダカも放流されている例も見受けられます。今後はこのような遺伝的攪乱がないよう、十分な科学データを元に、正しい知識に基づいた保全の取組が必要です。【資料：環境省】

行動方針 4 野生鳥獣の保護・管理



4-1 野生鳥獣の保護及び被害防止対策

近年、イノシシ、ニホンジカ、カワウ等の野生鳥獣による農林水産物の被害や生態系への影響が問題になっています。このような野生鳥獣と人との間のあつれきは、里地里山の荒廃や狩猟者の減少、地球温暖化等の問題が関わっています。

野生鳥獣の生息環境対策、被害の予防・軽減対策、捕獲対策等により農林水産物や生態系への被害を防止し、野生鳥獣との調和を図る必要があります。また、狩猟登録者を増やすための取組を行うとともに、捕獲した鳥獣の利活用を推進する必要があります。



ニホンジカ

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
【鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定】					
● 鳥獣保護区等の維持・保全、拡張の検討を行います。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息頭数管理や被害防除を計画的に実施します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。	○	○	○	○	[地域農業課]
【被害防止や個体群調整による鳥獣被害対策】					
● 隣県等との連携により、ニホンジカやカワウ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、野生鳥獣の個体数調整を行います。	○	○	○	○	[自然保護課・水産資源課]
● 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び被害防止目的の捕獲を促進します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 試験研究機関が開発した被害防止技術の普及啓発や侵入防止柵の整備を促進します。	○	○	○	○	[地域農業課]
● 鳥獣被害対策実施隊の設置に向けた取組を支援します。	○	○	○	○	[地域農業課]
● 各地域の被害状況に即した対策に取り組めるよう、必要な助言・指導ができる鳥獣被害対策総合アドバイザーの養成を進めます。	○	○	○	○	[地域農業課]
● 造林木を野生鳥獣から保護する防護柵等の設置を支援します。	○	○	○	○	[森林整備課]
【狩猟登録者の増加・指導と獣肉の利活用】					
● 野生鳥獣の捕獲の担い手を育成するため、初心者や中級者を対象とした捕獲技術研修を実施します。	○	○	○	○	[自然保護課]
● 捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、衛生的な食肉処理に関する研修を開催するとともに、イベント等を通じてジビエのPRを行います。	○	○	○	○	[地域農業課]
● 鳥獣保護管理員を活用し、警察や市町、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取り締まりの強化を推進します。					[自然保護課]

② 県民の取組

- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保しましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。
- 捕獲された獣肉を購入して流通の促進に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 人と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深め、鳥獣の保護・管理に協力しましょう。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、防護柵の設置や、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。
- 下刈りや間伐を行う等、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保しましょう。
- 狩猟免許の取得及び狩猟者登録、野生鳥獣の個体数管理に協力しましょう。



静岡県鳥獣被害対策アドバイザー

県では、地域において総合的な鳥獣被害防止対策を組み立て、指導できる人材づくりを目的に「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修」を行っており、2016年（平成28年）度までに399名のアドバイザーを養成しました。また、地域において鳥獣被害対策を進めるため、侵入防止柵による被害予防対策や捕獲対策等の技術指導者の育成も行っています。

【資料：地域農業課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



コラム

ツキノワグマの生息区域

静岡県の南アルプスや富士山周辺を中心とした山間部には、ツキノワグマが生息しています。

南アルプス周辺のツキノワグマについては、「南アルプス地域個体群」と呼んでいます。一時期、生息数がかなり減ってしまいましたが、現在は回復してきています。しかし、植林した樹木の皮を剥いでしまう等、林業に大きな被害を与えています。一方、富士山周辺のツキノワグマは「富士地域個体群」と呼んでいます。他の地域から分断されて、生息区域が狭くなってしまい、静岡県版レッドデータブックでは「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。

ツキノワグマが生息しているということは、そこに豊かな自然環境が残っている証拠です。この豊かな自然環境は、私たち県民の貴重な財産ですので大切にしましょう。



静岡県内における
主なツキノワグマの生息区域

【資料：自然保護課】

第2節 生物多様性を支える社会をつくる

行動方針 5

生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進



5-1 日常生活や事業活動における配慮

私たちの生活や事業活動は、宅地や工場の建設、化学物質の使用、廃棄物の発生等により、多くの生物や、生物の生息・生育環境に影響を与えています。そのため、まずは生活や事業活動から発生する環境負荷を各主体が認識し、地域環境との調和が図られるよう、生物多様性等に配慮した取組を促進するような働きかけが必要です。



環境に配慮した宅地整備

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮】

- 「静岡県消費者行政推進基本計画」に基づく施策の推進により、環境に配慮した消費行動をとれる消費者の育成に取り組みます。 ○ ○ ○ ○ [県民生活課]
- 下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備や適正管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活排水課・廃棄物リサイクル課・生活環境課・漁港整備課]
- 「静岡県循環型社会形成計画」に基づく施策の推進により、廃棄物の減量・資源化を進めるとともに、不法投棄を防止し、廃棄物による生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課]

【事業活動における生物多様性への配慮】

- 生物多様性への配慮も求められているエコアクション 21 や ISO14001 の普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 生物多様性の保全に貢献する工場緑化を推進します。 ○ ○ ○ ○ [企業立地推進課]
- 特定事業場への立入検査や監視等により、事業活動による大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生を予防し、生物多様性への影響を低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づき、事業者による化学物質の適正な管理の促進を図るとともに、水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型を指定し、公共用水域の水質の監視を実施します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 内分泌かく乱化学物質等のモニタリングを実施します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 道路整備にあたっては、必要に応じて学識経験者等の指導を仰ぎながら、希少種保護対策を実施していきます。 ○ ○ ○ ○ [道路整備課]
- 浜松市沿岸域の防潮堤整備について学識経験者、地元代表、行政関係者で構成された「自然環境検討委員会」を組織し、事業実施に伴う環境保全対策を検討・実施します。 ○ [河川海岸整備課]
- 災害復旧事業について、希少野生動植物に詳しい県職員や学識経験者による研修会・現場見学会を実施し、希少種に配慮した技術力についてさらなる向上を目指します。 ○ ○ ○ ○ [土木防災課]

② 県民の取組

- 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを選択しましょう。
- 有機栽培された農産物等を積極的に購入しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。

③ 事業者の取組

- 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品等）やサービスを選択・供給しましょう。
- 有機栽培された農産物等を積極的に栽培・販売・購入しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えを実施するとともに、維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤等は適量使用するとともに、余った薬品や油はきちんと処理し、排水として流さないようにしましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- エコアクション 21 や ISO14001 の認証を取得し、事業活動における生物多様性への配慮を行いましょ。
- CSR(企業の社会的責任)、または「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょ。
- 生物多様性に配慮した工場緑化を行いましょ。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律」に基づく使用量等の届出を行い、化学物質の適正管理を行いましょ。



生物多様性に関するエコラベル

現在、日本で流通している生物多様性に配慮して生産された商品に付けられている主なエコラベルとしては、以下のような種類があります。このようなエコラベル商品を積極的に選びましょ。



FSC：森林管理協議会
環境や地域社会に配慮して、管理・伐採が行われている森林から生産された木材・木材製品であることを認証するマーク。



マリン・エコラベル・ジャパン
資源管理と生態系への影響に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



PEFC：森林認証プログラム
各国の独立した認証制度を審査により相互承認し、森林の持続可能な管理を認証するマーク。



国際フェアトレードラベル機構
公平な貿易、労働条件や生産地の環境保全を目的に、持続可能な生産と生活に必要な価格を保証する製品を認証するマーク。



SGEC：緑の循環認証会議
日本で持続可能な森林経営を行っている森林を認証し、認証を受けた森林から作られる生産物であることを証明するマーク。



レインフォレスト・アライアンス
生態系の保護、水源や土壌の保全、労働者の生活向上等の基準を満たした認証農園産の農産物に付けられるマーク。



MSC：海洋管理協議会
持続可能で環境に配慮している漁業で獲られた水産物に付けられるマーク。



ASC：水産養殖管理協議会
持続可能で環境に配慮している養殖業で獲られた水産物に付けられるマーク。

5-2 県民等の参加による保全活動の推進

現在、県民参加による森づくりを進める「森づくり県民大作戦」や企業等により森づくりを進める「しずおか未来の森サポーター制度」をはじめ、様々な主体の参加による保全活動が行われています。このような取組は自然環境を良好な状態に維持するためにとっても重要であり、県民等の意識の醸成にも役立つことから、今後も県民・企業等の参加による保全活動を推進する必要があります。



海岸清掃

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【森林や農地の管理】

- 企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター制度」により、県が森づくり活動を希望する企業、森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 県民参加の森づくりを促進するため、「森づくり県民大作戦」を実施するとともに、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 通常の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体等が購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」の取組を進めます。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 県民や事業者による富士山の生物多様性の保全活動に対して、「ふじさんネットワーク」が支援します。 ○ [自然保護課]
- 農山村と企業等事業者が、それぞれの資源、人材等を活かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、美しい農村景観や豊かな生態系等の農村環境を保全する組織の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地整備課]

【道路や河川の管理】

- 住民団体等がボランティアで道路の清掃等に取り組む「しずおかアダプト・ロード・プログラム」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [道路保全課]
- 住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行う「リバーフレンドシップ制度」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

② 県民の取組

- 「森づくり県民大作戦」に参加しましょう。
- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「しずおか未来の森サポーター制度」等の活動に参加しましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の活動に参加しましょう。

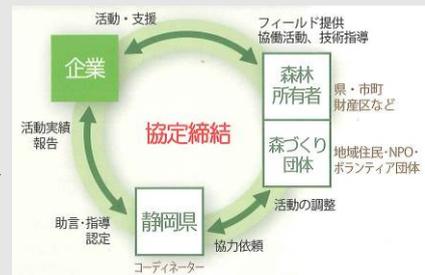
③事業者の取組

- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「しずおか未来の森サポーター制度」等の活動に参加しましょう。
- 「ふじのくに森の町内会」の紙を積極的に使用しましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の活動に参加しましょう。



しずおか未来の森サポーター

「しずおか未来の森サポーター」は、CSR（社会貢献）活動として森づくり活動を希望する事業者の皆さんを積極的に支援する制度です。活動場所や森づくり団体、森林環境教育に取り組む民間団体の紹介をはじめ、森づくりに必要な情報の提供や助言・指導をする等、企業の活動実績の認定を行っています。2016年（平成28年）3月末までに39社と協定を締結しています。【資料：環境ふれあい課】



【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

5-3 開発時における配慮

生物多様性に大きな影響を与える開発に対しては、環境影響評価制度や自然環境保全協定等の制度の趣旨に従い、影響を未然に防ぐための一定の対応等がされています。今後も生物多様性に配慮した社会基盤整備の推進、開発と生物多様性の確保の両立について取り組んでいく必要があります。



太陽光発電施設

①行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【環境影響評価条例・自然環境保全条例】

- 環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を徹底することで、大規模事業による生物多様性への影響を回避・低減します。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 静岡県自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全・緑化等を内容とした自然環境保全協定の締結を事業者に指導します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【土地利用指導要綱・林地開発許可制度】

- 県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施します。 ○ ○ ○ ○ [土地対策課]
- 林地開発許可制度の適切な運用により、公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図ります。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]

②県民の取組

- 開発時における生物多様性への配慮がなされているか、県民の立場から注目しましょう。

③事業者の取組

- 開発を行う場合は、事業内容に応じて環境負荷を減らすように検討するとともに、静岡県環境影響評価制度、自然環境保全協定等に基づく調査や保全対策を実施しましょう。



行動方針 6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

6-1 文化財の保護・活用

生物多様性のめぐみは、私たちに文化財、景観資源、信仰・伝統行事、食等、様々な文化を生むきっかけとなり、私たちの生活を豊かなものにしてしてくれますが、その継承が難しい状況にあります。そのため、文化財等として指定されている個体や種及び生息地を適切に保護・管理していくことが必要です。また、信仰や伝統行事は地域への愛着や尊厳の根幹となるものであり、今後も大切に守り、文化を継承する担い手を育成することが必要です。



天然記念物のクスノキ

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

① 行政の取組

【文化財の調査・指定・登録】

- 県内文化財の調査を継続的に実施し、記録を作成するとともに、 [文化財保護課] 指定・登録を進めることによる文化資産の顕在化と保護・活用を図ります。

② 県民の取組

- 指定文化財の保護・活用に協力しましょう。
- 地域のお祭りや伝統行事等に参加することで、多様な伝統文化を保存し、次の世代に継承しましょう。

③ 事業者の取組

- 指定文化財の保護・活用に協力しましょう。

6-2 文化的景観等の保全

文化的景観を保全するためには、農業者を含めた地域ぐるみで、棚田の保全等の取組を推進していく必要があります。また、地域の自然景観等を保全するため、地域ごとの景観計画の策定を推進していく必要があります。



荒原の棚田

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

① 行政の取組

【文化的景観の保全】

- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援します。 [農地整備課]
- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援します。 [農地保全課]
- 農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 [農地保全課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の維持・向上を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」により、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等を情報発信します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

【地域の景観計画や景観協議会づくり】

- 景観行政団体への移行を市町に積極的に働きかけるとともに、山並みや河川、海岸等の自然景観の保全を目標の一つとする景観計画を早期に策定するよう働きかけます。 ○ ○ ○ ○ [景観まちづくり課]
- 富士山周辺、伊豆半島、大井川流域・牧之原茶園では広域景観協議会を設置し、市町と県が連携して広域にまたがる景観の保全と形成を推進します。 ○ ○ ○ ○ [景観まちづくり課]

② 県民の取組

- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の保存に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動とその周辺地域が一体となった歴史的風致地区の保存に協力しましょう。



ふじのくに美しく品格のある邑づくり

静岡県と県内の全市町では、県内の農山漁村地域の持つ多様な地域資源の保全と、これを活かした活性化を目指して連合を組織し、農地や美しい景観、地域に伝わる文化・伝統等の県民共有の財産である地域資源を保全・活用し、次世代に継承する活動を行う集落等を「美しく品格のある邑（むら）」として登録を進めてきました。

「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」では、農山漁村の人々のみならず、農地や農業の持つ多面的機能を享受する県民や企業のみなさまとの協働により、「環境」「社会」「経済」の持続性が確保された、美しく多彩な魅力あふれる農山村の創造を目指しています。【資料：農地保全課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



6-3 伝統的な農法や食文化の保全・継承

本県には、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」等の伝統的農法、在来作物や地域の食文化が残っています。そのため、今後も生物多様性の確保につながる伝統的農法を維持するとともに、生物多様性のめぐみである在来作物等の価値について周知を図り、保存に向けて取組むことが必要です。



フジタイゲキ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【伝統的農法の保全・継承】

- 茶草場地域内において、生物多様性の指標となる植物等の調査を進めます。 ○ ○ [お茶振興課]
- 農法実践者の茶をPRして茶のブランド化につなげ、農法の維持継承を推進します。 ○ ○ [お茶振興課]
- 作業のボランティアの募集や活用により、農法の維持継承に努めます。 ○ ○ ○ ○ [お茶振興課]

【食文化の保全・継承】

- 地元の民間団体との連携により、在来作物による地域活性化方策を検討します。 ○ ○ ○ ○ [農芸振興課]

② 県民の取組

- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食に関心を持ち、積極的に購入・継承しましょう。

③ 事業者の取組

- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食の継承に努めましょう。



菊川市倉沢地区の棚田保全活動

1999年（平成11年）に静岡県棚田等十選に認定されたのを機に、棚田の保全と動植物の保護を目的に活動が行われています。現在は、NPO法人「せんがまち棚田倶楽部」が中心となって活動を行っています。棚田オーナー制度のオーナーやボランティア等による棚田での活動は復田、田耕し、代掻き、田植え草刈り、稲刈り等が実施されています。また、田んぼの学校や食育等社会教育や環境教育にも力を入れています。【資料：「協働の底力。虎の巻」（静岡県建設技術監理センター）】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



しずおか棚田・里地くらぶ

本県では、多くの多面的機能を持つ棚田や里地を守るため、保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」を運営しています。会員は農山村で、田植えや草刈り等の様々な農作業を行うことができます。そのほか、イベントへの参加、会員同士や地元の方々との交流も行っています。2017年（平成29年）11月末時点で345の個人・法人が会員登録しています。【資料：農地保全課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

行動方針 7 生物多様性に関する環境教育の推進



7-1 自然とのふれあいやエコツーリズムの促進

自然と人とのふれあいや観光、エコツーリズム等、人が自然環境の中で楽しむ活動の多くは、生物多様性のめぐみによってもたらされていますが、利用者が増加することにより環境破壊につながる懸念があります。そのため、生物多様性のめぐみを活かした自然とのふれあいを促進する一方で、エコツアー等の実態把握と持続可能な利用に向けた意識の醸成を図る等の取組が必要です。



ハイキングコース

① 行政の取組	伊豆	東部	中部	西部	関係課
---------	----	----	----	----	-----

【自然とのふれあいの促進】

- 自然ふれあい施設の整備・管理、自然観察会等の実施、桜の名所づくり等を行うことで、自然とのふれあいを推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進】

- 農山漁村地域における滞在・交流の拠点施設となる農林漁家民宿の開業・運営支援を推進します。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- 農山漁村地域における自然環境、産業、文化を体験し、地域住民とのふれあいを重視した教育旅行の誘致を促進します。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]
- エコツーリズムのほか、ジオツーリズム、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、アグリツーリズム等、関連・類似する自然体験型のツーリズムについて、定義・分類や関連事業者の整理、情報収集を進めます。 ○ ○ ○ ○ [観光政策課]

② 県民の取組

- 自然ふれあい施設を活用したり、家庭等身近な場所で自然環境にふれあう機会を増やしましょう。
- エコツアーに積極的に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- エコツアーを企画する場合は、生物や自然環境に影響を与えないように十分配慮しましょう。



エコツーリズムで配慮すべきこと

豊かな生物多様性に根差した地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値を持っています。その利用に当たっては、以下のような点に配慮が必要となります。

- 本来の価値を損なわないように十分配慮を行う
- 積極的に保護・育成を行うことによって、その価値をさらに高める
- 湿原・高山植生等の脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて利用者の制限を行う
- 外来生物によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないよう配慮する
- 遺伝子レベルでの攪乱にも留意する必要がある
- 里地里山等の維持管理をプログラムに組み込むことによって、生物多様性の回復も期待される

【資料：エコツーリズム推進基本方針（環境省、2008年（平成20年））】

7-2 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の推進は、将来を見越した人材の育成のためにはとても重要であることから、2004年（平成16年）10月からは「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律[※]」が施行され、学校や職場における環境教育についての責務が定められました。本県では、環境教育・環境学習の方針や機会づくり、人材づくり、教育施設の整備等を進めてきました。しかし、2016年（平成28年）度に行った県政世論調査のアンケートによると県民の生物多様性に関する認識はまだ低いことが分かります。そのため、生物多様性に関する環境教育は、あらゆる世代を対象とし、日常生活から野外に至るまであらゆる場所で行う必要があります。



自然観察会

さらには、県民・事業者・NPO等との連携による環境教育のための人材の確保、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活用等を図ることで、生物多様性に関する県民の意識を高めていくことが必要です。

※2011年（平成23）年10月からは「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改正

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成】

- 「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、地域に根差した総合的な環境教育・環境学習を推進する中で、幼児から大人までの各成長段階に応じた生物多様性の環境教育を総合的かつ計画的に推進するとともに、取り組みやすいメニューを提示していきます。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 環境教育ネットワーク推進会議の開催や環境学習指導員の養成、静岡県環境学習コーディネーターの活用を図り、環境教育・環境学習に関する指導者を確保します。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

【子どもへの環境教育・環境学習の推進】

- NPO等の外部人材も活用し、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、部活動等を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた環境に関する学習を行います。 ○ ○ ○ ○ [義務教育課・高校教育課・特別支援教育課]
- こどもエコクラブ活動への支援、こども環境作文コンクールの開催、こども環境大使の派遣等、子どもに対する環境教育を推進する中で生物多様性に関する意識醸成を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]
- 県立青少年教育施設における自然環境に親しむ体験活動を通して、生命や自然への畏敬の念をもって自然環境と調和して生きていく心を醸成します。 ○ ○ ○ ○ [社会教育課]
- 環境学習フェスティバル等のイベントを開催する中で、生物多様性に関する意識醸成を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

【あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進】

- 県民を対象とした生物多様性保全に関する講演会等の開催、エコラベルや生物多様性による防災・減災の啓発等、啓発活動を実施します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- ふじのくに地球環境史ミュージアムを生物多様性の教育の中心拠点として位置づけるとともに、ミュージアムにより県下各地で標本等を展示する移動ミュージアムを展開します。 ○ ○ ○ ○ [文化政策課]
- ジオパークに生物多様性の要素をより一層取り込んでいくために、伊豆半島の動植物に詳しい専門家との連携を促進します。 ○ [観光政策課]

② 県民の取組

- こどもエコクラブ活動への参加等、子どもが生物多様性に関心を持つような活動やイベント等に参加しましょう。
- 環境学習フェスティバル等のイベントに積極的に参加しましょう。
- 家庭や事業所、学校、地域等、あらゆる場所での環境教育・環境学習に積極的に参加しましょう。
- 生物多様性に関する知識を身につけ、環境学習指導員等の教育指導者として活動をしましょう。
- ふじのくに地球環境史ミュージアムに足を運び、生物多様性についての知識を深めましょう。
- 学校等に整備された「ビオトープ」を環境教育・環境学習に活用しましょう。

③ 事業者の取組

- 生物多様性に関する知識を身につけ、環境学習指導員等の教育指導者として活動をしましょう。
- 生物多様性に関する環境教育を社員対象に実施しましょう。
- 事業所の敷地内の緑地・水辺や社有林等で社員の家族、地域住民、学校等を対象とした自然観察会、活動プログラムを企画・開催しましょう。
- 学校の授業やイベント等に環境学習の講師を派遣しましょう。
- 環境講演会等を開催しましょう。
- エコラベル等の消費者への啓発を行いましょ。
- 生物多様性に関する教材等の作成・活用をしましょう。



環境学習コーディネーター

環境保全活動に参加する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策等の多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として「静岡県環境学習コーディネーター」の制度を創設し、2016年（平成28年）4月現在で登録者数は15人となっています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



環境学習指導員

「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、身近な地域で環境学習を行うリーダー「環境学習指導員」の登録制度を2005年（平成17年）度から実施しています。例年、新たな指導員を養成する講座を開催しており、2017年（平成29年）4月現在で登録者数は515人です。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



環境教育ネットワーク

2014年（平成26年）度に事業者や民間団体、社会教育施設、環境学習指導員グループ、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制として「環境教育ネットワーク」を構築しました。ネットワークの活動としては、メールによる情報共有や、伊豆・東部、中部、西部の3地域で「環境教育ネットワーク推進会議」を年1回開催し、主体同士が連携するきっかけづくりを行っています。2017年（平成29年）4月時点で参加団体は153団体となっています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



ミュージアムサポーター

ふじのくに地球環境史ミュージアムでは、県民のボランティアによる「ミュージアムサポーター」制度を取り入れています。ミュージアムサポーターは、展示解説や館内案内、標本資料整理や館内整備、その他教育普及活動の補助を行う等、ミュージアムでの日々の活動を支え、来館者とミュージアム、地域とミュージアムを結ぶ架け橋として欠かせない存在となっています。



ミュージアムサポーター

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



ESD・国際化 ふじのくにコンソーシアム

静岡県内における ESD 実践の進展を目指し、静岡大学が中心となって高等教育機関・学校・社会教育施設・自治体行政・企業・地域組織・市民団体組織等とネットワークを構築する、文部科学省のユネスコ活動費補助事業です。国内外のユネスコスクールとの交流、ユネスコスクール以外の学校での ESD 活動の実施、社会教育施設・青少年教育施設等との連携、成果発表会の実施、都道府県教育委員会との連携等の事業が行われています。

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】

7-3 環境情報等の提供

生物多様性に関する様々な情報を集約するとともに、効果的な情報発信方法について検討していく必要があります。



県ホームページ

① 行政の取組

伊豆 東部 中部 西部 関係課

【あらゆる媒体による情報提供】

- 県のホームページ、メールマガジン、環境白書、環境学習データバンクによる情報提供、環境学習プログラムの整備、環境学習指導員の情報公開、環境学習器材の貸出し等を行う中で、生物多様性に関する情報等の整備を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課]

② 県民の取組

- 県のホームページやメールマガジン等、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。

③ 事業者の取組

- 県のホームページやメールマガジン等、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。

第3節 生態系を保全・再生・創出する

行動方針 8

豊かな自然環境が残る奥山の保全



8-1 奥山の保全

奥山は人の活動の影響が少なく、豊かな自然環境が残された地域です。富士山や南アルプス等に残る豊かな奥山の自然環境を保全するとともに、二ホンジカによる過度な採食圧による植物をはじめとする生態系への影響の低減、利用者への意識啓発による適正利用を図る必要があります。

また、高山等の環境では、地球温暖化による高山の生態系への影響が懸念されていることから、地球温暖化対策の実施により、気候変動による奥山への環境影響を低減する必要があります。



南アルプス

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、奥山の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【富士山の環境保全】

- 「富士山総合環境保全指針（修正版）」に基づき、富士山の環境をより望ましいものとして保全し、そのめぐみを後世に継承するための取組を推進します。 ○ [自然保護課]
- ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹やフジアザミ等の植え付け等を実施します。 ○ [自然保護課]
- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 ○ [自然保護課]
- 山梨県との連携により、五合目以上の植生の分布状況を把握し、定期的なモニタリングを行います。 ○ [自然保護課]
- 富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施します。 ○ [道路企画課]
- 増加する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、多言語で提供します。 ○ [自然保護課]
- 「ふじさんネットワーク」では、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会等を実施します。 ○ [自然保護課]
- 「富士山憲章推進会議」では、富士山憲章の周知、定着を図り、富士山に係る環境保全の全国的な運動を推進するため、富士山憲章看板を設置するとともに、静岡・山梨両県による共同事業を実施します。 ○ [富士山世界遺産課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施します。 ○ [富士山世界遺産課]
- 登山者に富士山の環境保全等を目的とした富士山保全協力金の支払いへの協力を呼びかけるとともに、受付方法の改善等を検討します。 ○ [富士山世界遺産課]

【南アルプスの環境保全】

- ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を推進します。 ○ [自然保護課]
- 高山植物に対するニホンジカの採食圧対策として、防鹿柵の設置等による高山植物保護対策を実施します。 ○ [自然保護課]
- 静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図ります。 ○ [自然保護課]
- 絶滅の危険性が極めて高い高山植物の種子を保存します。 ○ [自然保護課]
- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、希少野生動植物の生育生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めていきます。 ○ [自然保護課]

【気候変動による影響の監視】

- 「(改定版) ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に基づく地球温暖化対策を推進するとともに、気候変動による影響について監視します。 ○ ○ ○ ○ [環境政策課・自然保護課]

② 県民の取組

- 自然公園、自然環境保全地域等の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守しましょう。
- 貴重な生物を採取したり、ごみを捨てたりして、豊かな自然環境が残る奥山の環境に影響を与えないようにしましょう。
- 植生の踏み付けや侵食を防ぐため、登山道以外の場所を歩かないようにしましょう。
- 靴や服、自動車のタイヤ等に植物の種をつけたまま奥山に入らないように、拭き取りや洗浄を行いましょう。
- ペット等を持ち込まないようにしましょう。
- 自動車での立ち入りを極力避けるとともに、自動車の場合はハイブリッド自動車やクリーンディーゼル車、電気自動車、燃料電池自動車等の低排気ガスの車両を選びましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」に積極的に参加しましょう。
- 富士山の環境保全等を目的とした富士山保全協力金の支払いに協力しましょう。
- ユネスコエコパークを訪れ、自然観察等を楽しみましょう。

③ 事業者の取組

- 自然公園、自然環境保全地域等の規制について理解し、禁止されている事項等の法令を遵守しましょう。
- 靴や服、自動車のタイヤ等に植物の種をつけたまま奥山に入らないように、拭き取りや洗浄を行いましょう。
- 自動車での立ち入りを極力避けるとともに、自動車の場合はハイブリッド自動車やクリーンディーゼル車、電気自動車、燃料電池自動車等の低排出ガスの車両を選びましょう。
- 富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」に積極的に参加しましょう。



ふじさんネットワーク

「ふじさんネットワーク」とは、富士山の環境保全活動を行うグループ、自然保護団体、NPO、事業者、マスコミ、行政等による会員制のネットワーク組織です。会員の得意分野を活かした様々な自主的活動により、「富士山憲章」の周知及びその趣旨を具体的な活動に結びつけていくとともに、会員相互の交流・連携を図り、その活動の輪を広げていこうとするものです。2017年（平成29年）12月現在、会員数は527団体・個人です。

【資料：ふじさんネットワークホームページ】

[関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町**]

行動方針 9

自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり



9-1 森林の保全

里山の森林は、木材や薪の生産や山菜等の採集の場として利用され、大切に管理されてきました。しかし、化石燃料や化学肥料の普及、林業の低迷等により、人の手が加わらない森林も増えてきました。そのため、人工林や雑木林を適正に管理するとともに、木材利用の推進や松枯れ等の防止を図る必要があります。



雑木林

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、森林の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な整備のため、林道・作業道等の路網の整備や、間伐等の森林施業を促進します、 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]
- 森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を再生するため、森林づくり県民税を充当し、森林整備を推進します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]
- 竹林伐採による樹種転換を行い、多様な樹種の森林とします。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等、県民参加による森づくりを進めます。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【県産材の利用拡大】

- 人工林の適正管理に向け、公共部門における県産材の率先利用、県産材を利用した住宅取得等にかかる費用の一部を助成することによって、県産材の利用拡大を図ります。 ○ ○ ○ ○ [林業振興課]
- 県産材の流通の最適化を図る新たな流通システムを確立します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課・林業振興課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 間伐に寄与する紙「ふじのくに森の町内会」の普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 「森づくり県民大作戦」を実施します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 持続可能な森林管理が行われていることを証明する森林認証制度を普及します。 ○ ○ ○ ○ [森林計画課]

【松枯れ等の対策の実施】

- 薬剤予防散布、被害木の駆除、予防剤注入等の松枯れ対策を実施します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]
- 「静岡県ナラ枯れ被害対策ガイド」に基づき、伐倒駆除や予防剤注入によるナラ枯れ対策を実施します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]

② 県民の取組

- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等に参加しましょう。
- 間伐に寄与する紙「ふじのくに森の町内会」を活用しましょう。
- 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択しましょう。
- 山菜やきのこ等は毎年収穫できるように、採り尽くさないようにしましょう。
- 自然観察に利用する等、地域の里地里山に興味を持ちましょう。
- 品質の確かな県産材製品を積極的に利用しましょう。
- 松枯れ等の被害木の駆除に協力しましょう。

③ 事業者の取組

- 森林を伐採する際には、伐採に伴う裸地化の影響を軽減させるため、植栽等により、森林の状態に戻しましょう。
- 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択しましょう。
- 「森づくり県民大作戦」や「しずおか未来の森サポーター」制度等に参加しましょう。
- 品質の確かな県産材製品を積極的に利用しましょう。
- 松枯れ等の被害木の駆除に協力しましょう。



森林認証の取得

環境への配慮等適切な森林管理が行われていることを証明する「森林認証」を取得する動きが、浜松市や川根本町をはじめ、県内で広がっています。例えば、浜松市では市内の6森林組合をはじめ、浜松市、静岡県、天竜林業研究会等で構成する「天竜林材業振興協議会」が認証を取得しています。森林組合や国・県・市が連携してFSC森林認証を取得するのは全国初のケースとなっています。

【資料：浜松市ホームページ】

[関係する主体： **県** 県民 **事業者** **民間団体** 教育機関・研究機関・専門家 **市町**]



コラム

新素材セルロースナノファイバー（CNF）

木材等のバイオマスから持続的に生産できる、植物繊維を微細化したセルロースナノファイバー（CNF）は地球環境の保全に適し、軽くて強い等の優れた物性を有していることから、新素材としての活用が期待されています。静岡県ではCNFによる産業創出を図るため、製紙、住宅、自動車関連企業、産業支援機関等の団体で組織する「ふじのくにCNFフォーラム」を立ち上げ、CNFを利用した製品（用途）開発を支援しています。

【資料：ふじのくにCNFフォーラム】

9-2 農地の保全

近年、農業従事者や経営耕地面積の減少に伴い、農業産出額も減少しています。また、土地持ち非農家が所有する荒廃農地も増加しており、外来植物の生育の場となったり、野生鳥獣と人とのあつれきを生じさせる原因となっています。そのため、農業の担い手の育成等により荒廃農地の発生を予防し、適正な農地の管理を行うとともに、生物多様性の確保につながる伝統的農法の維持、環境にやさしい持続可能な農業の推進を図っていく必要があります。



水田

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【協働による農地等の保全活動の促進】

- 農業農村整備事業の実施に当たっては、「静岡県農村環境対策指針」に基づいて里地里山の利用等の人の活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮します。 ○ ○ ○ ○ [農地整備課・農地保全課]
- 「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地整備課]
- 「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」により、農の営みにより代々守られてきた貴重な地域資源の保全・継承を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある農地の保全等の協働活動を行う「一社一村しずおか運動」を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」の活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]
- 「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」により、農山村の魅力ある農村景観等の地域資源や、それを維持するための活動やイベント等を情報発信します。 ○ ○ ○ ○ [農地保全課]

【GAP（農業生産工程管理）や地産地消の推進】

- GAPを推進することで、環境に負荷を与えない農業を進めます。 ○ ○ ○ ○ [地域農業課]
- IPM(総合的有害生物管理)の技術支援を行い、IPMの普及を図ります。 ○ ○ ○ ○ [地域農業課]
- 環境保全効果の高い営農活動に取り組む有機農業者に対し、環境保全型農業直接支払制度による支援を行います。 ○ ○ ○ ○ [地域農業課]
- 食の地産地消を促進します。 ○ ○ ○ ○ [農芸振興課]

【伝統的農法の継承】

- 茶草場地域内において、生物多様性の指標となる植物等の調査を進めます。 ○ ○ [お茶振興課]
- 農法実践者の茶をPRして茶のブランド化につなげ、農法の維持継承を推進します。 ○ ○ [お茶振興課]
- 作業のボランティアの募集や活用により、農法の維持・継承に努めます。 ○ ○ [お茶振興課]

② 県民の取組

- 「一社一村しずおか運動」「しずおか棚田・里地くらぶ」「ふじのくに美農里プロジェクト」等、農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入しましょう。
- 茶草場農法や地域の在来作物、伝統食に関心を持ち、積極的に購入・継承しましょう。

③ 事業者の取組

- 水路の一部を広げたり、水草が生えるようにしたり、素掘りの水路を設けることにより、水辺の生物の生息・生育場所を確保しましょう。
- 水路と水田の間の落差を減らし、生物が行き来できるようにしましょう。
- 水を確保できる場所では、冬の間も水田に水を張れるようにして、生物の生息・生育場所を確保しましょう。
- 「一社一村しずおか運動」等、協働による農地等の地域資源の保全活動に参加しましょう。
- IPM(総合的病害虫・雑草管理)の技術を駆使・普及するとともに、化学合成農薬や化学肥料を極力減らしましょう。
- GAP 認証を取得しましょう。
- 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入しましょう。
- 茶草場農法の継承に努めましょう。



ふじのくに美農里 (みのり) プロジェクト

「ふじのくに美農里プロジェクト」とは、「多面的機能支払交付金（旧事業名：農地・水保全管理支払交付金）」の静岡県での愛称です。本県では2007年（平成19年）度から「ふじのくに美農里（みのり）プロジェクト」に取り組み、地域の農業を守り、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設を保全し、未来につなぐ地域ぐるみの活動を支援しています。こうした活動や話し合いにより、地域のコミュニティが活発化しています。2017年（平成29年）3月末時点で226組織が活動しています。【資料：農地整備課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



一社一村しずおか運動

一社一村運動の目的は、協働活動による地域の活性化です。農村の要望である「人手がほしい」「交流を増やしたい」「安定した顧客がほしい」「一緒に特産品を開発したい」と、企業の要望である「社会貢献をしたい」「社員の福利厚生に活用したい」「地域の資源をビジネス化したい」のニーズを結びつけ、協働活動を行うことで、都市と農村の交流が生まれ、地域の活性化を促進するという仕組みです。2017年（平成29年）11月までに44の取組が認定され、37の活動を実施中です。【資料：農地保全課】

【関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町 】



9-3 竹林や草地の保全

近年は安価なタケノコの輸入増加や竹材の代替品の普及、ライフスタイル等の変化により、竹の需要がなくなり、放置される竹林が増えています。また、草地も家畜の餌や敷きわら、かや葺き屋根の材料としての需要がなくなり、火入れ等が行われないで放置される場所も増えています。そのため、竹林の適正管理のための竹の活用や、草地の生物を保全するため、草地環境の維持を図る必要があります。



竹林

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、草地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【竹林の適正管理】

- 県民参加により森づくりを進める「森づくり県民大作戦」等により、竹林の適正管理に取り組む団体を支援します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 清水区大内のモデル地区では、地域住民等との協働により、竹林の適正管理や広葉樹の植樹等による樹林帯整備を進めます。 ○ [砂防課]

【草地の整備】

- 朝霧地域の貴重な動植物を保全するため、根原県有地においてボランティア等との協働による草刈を実施します。 ○ [自然保護課]

② 県民の取組

- 竹林ではタケノコを採ったり、竹林の適正な管理を行い、周辺に拡大しないようにしましょう。
- 竹粉を使って、生ごみの減量や堆肥化、土づくり、飼料としての活用を図りましょう。
- 火入れを行って草地を維持してきた場所は、今後も継続して草地の環境を守りましょう。
- 草地への自動車の乗り入れや過度の踏みつけはやめましょう。

③ 事業者の取組

- 竹林ではタケノコを採ったり、竹林の適正な管理を行い、周辺に拡大しないようにしましょう。
- 竹粉を使って、生ごみの減量や堆肥化、土づくり、飼料としての活用を図りましょう。
- 火入れを行って草地を維持してきた場所は、今後も継続して草地の環境を守りましょう。
- 草地への自動車の乗り入れや過度の踏みつけはやめましょう。



大内地区の樹林帯整備

静岡市清水区大内地区をモデル地区として、樹林帯の整備、維持管理を行っています。2003年（平成15年）度から地元主体による作業会を開始し、現在はNPO法人「森と水辺を育てる会」との協働により、竹林等の整備を行っています。また、静岡県立大学環境サークルC0-C0と竹林再生プロジェクト大内は、県の肝入りで「竹林再生プロジェクト大内」を構成し、協働して活動を行っています。

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** **民間団体** **教育機関・研究機関・専門家** **市町** ｝

行動方針 10 都市の自然再生・創出



10-1 都市における緑地等の確保

人口が密集した都市地域では、公園・緑地等のみどりが生物の貴重な生息・生育環境となっています。しかし、都市の人工的な環境には外来生物が多く見られるほか、カラスやムクドリ等による被害も問題になっています。

そのため、生物多様性に配慮した公園・緑地、植樹帯づくり、緑化の推進、豊かな暮らし空間の創生等グリーンインフラの取組を推進するとともに、みどりと水辺の生態系ネットワークを形成することにより、都市地域の生物多様性を高めていく必要があります。



街路樹

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【都市における緑地の確保】

- 官民一体となって都市におけるみどりとオープンスペースの保全・創出を推進するため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対して、技術的な助言を行います。 ○ ○ ○ ○ [公園緑地課]
- 県営都市公園の適切な管理運営に努め、都市におけるみどりの空間やレクリエーションの場を創出するとともに、市町による都市公園及び緑地の整備を促進します。 ○ ○ ○ ○ [公園緑地課]
- 市街地内の道路整備にあたっては、必要に応じて植樹帯を整備する等、生物多様性に配慮します。 ○ ○ ○ ○ [道路企画課・街路整備課]
- 管理しやすい芝生の研究調査や、校庭・園庭等の公共的施設のモデル的芝生化の支援、芝生管理を行う人材養成のための研修等を行う芝生文化創造プロジェクトを推進します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【県民参加による緑化の推進】

- (公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、県民参加による緑化を推進するため、緑化ボランティアの活動を支援します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]
- 「静岡県緑化推進計画」に基づき、社会総がかりの緑化活動を推進することで、暮らしのまち並みに花と緑を美しく保ち、本県ならではの魅力ある暮らし空間を創出します。 ○ ○ ○ ○ [環境ふれあい課]

【豊かな暮らし空間づくり】

- 生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」を推進し、都市の生物多様性の向上を図ります。 ○ ○ ○ ○ [住まいづくり課]

② 県民の取組

- 公園を自然とのふれあいの場や環境学習の場として利用しましょう。
- 公園を利用する場合は、生物を大切にするとともに、ごみを散乱させないようにする等のマナーを守りましょう。
- 家庭の庭やベランダ、事業所の敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行う等、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。
- 庭に植える植物は在来種を中心に、生物を呼び込める種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びましょう。
- 地域の自然豊かな緑地や水辺を保全・整備する等の活動に参加することにより、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用しましょう。

② 県民の取組

- 自宅の敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等のみどりに覆われた場所を増やしましょう。
- ごみはカラスやネコ等に漁られないように、指定された時間及び方法で出すことを徹底しましょう。

③ 事業者の取組

- 公園を自然とのふれあいの場や環境学習の場として利用しましょう。
- 事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行う等、みどり豊かなまちづくりに協力しましょう。
- 緑化する植物は在来種を中心に、生物を呼び込める種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びましょう。
- 事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用しましょう。
- 事業所敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込み等のみどりに覆われた場所を増やしましょう。
- 事業系一般廃棄物はカラスやネコ等に漁られないように、指定された時間及び方法で出すことを徹底しましょう。
- 広い庭やコモンスペース（共同利用地）の充実した、生活と自然環境が調和する「豊かな暮らし空間創生」のための住宅開発に協力しましょう。



事業所敷地に整備された緑地



豊かな暮らし空間創生

“ふじのくに” ならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和した住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境を整備し、快適な暮らし空間の実現を図ります。

[関係する主体： 県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町]



【資料：住まいづくり課】

行動方針 11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保



11-1 水域の環境調査の実施

河川・湖沼・湿地地域は、比較的閉鎖的な環境にあるため、地域固有の生態系を有しています。生物多様性に配慮した河川等の整備や管理を行っていく上では、水域の生物や水量・水質等の状況は重要な情報となるため、定期的な調査・測定を行う必要があります。



水生生物調査

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【水域の測定・監視】

- 水生生物の保全に係る水質環境基準について、河川、湖沼の水域の類型を設定し、測定・監視を行います。 ○ ○ ○ ○ [生活環境課]
- 河川の流況監視を行うとともに、渇水時には節水対策を行います。 ○ ○ ○ ○ [水利用課]

【水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査】

- 狩野川、天竜川、菊川、大井川、安倍川、太田川の6水系にて、定期的に「水辺の国勢調査」を実施して、魚類等の生息状況を把握します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]
- 対象河川の現況把握を行った上で、学識経験者等の専門家の意見を伺いながら、生物多様性に配慮した河川整備基本方針・河川整備計画を策定します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

② 県民の取組

- 水が汚れていたり、油が浮いていたり、魚が大量に死んでいるのを見かけたら行政に報告しましょう。
- 行政や事業者等が企画する水生生物調査に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- 水が汚れていたり、油が浮いていたり、魚が死んでいるのを見かけたら行政に報告しましょう。

11-2 河川や湧水の保全

河川には河原に特有の植物のほか、多くの魚類や昆虫、鳥類等の生物が生息・生育しています。また、湧水等の環境では、きれいな水にしか生息・生育できない生物が見られます。そのため、多自然川づくりをはじめ、生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する川づくりを推進していく必要があります。



柿田川湧水

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、河川・湧水の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【生物に配慮した河川等の整備・維持管理】

- 河川の整備にあたっては、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを基本とし、治水の安全性を確保しつつ、瀬や淵、ワンド等現存する良好な環境を保全・再生すること等により、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めます。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課・河川海岸整備課]
- 河川生物の遡上・降河のために魚道の設置や多自然川づくりの推進、在来種による緑化等により、水とみどりのネットワークの形成を行い、自然環境の保全と再生を行います。 ○ ○ ○ ○ [河川海岸整備課・農地保全課]
- 住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行う「リバーフレンドシップ制度」を推進します。 ○ ○ ○ ○ [河川企画課]

② 県民の取組

- 安易に自動車やバイクを河川等に乗り入れたり、直火でバーベキューや焚き火等をしないようにしましょう。
- 汚れた水を川に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。
- 地域の河川清掃や「リバーフレンドシップ制度」等に参加しましょう。
- 敷地内に湧水がある場合は、生物の生息・生育環境として保全しましょう。

③ 事業者の取組

- 汚れた水を川に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。
- 地域の河川清掃や「リバーフレンドシップ制度」等に参加しましょう。
- 敷地内に湧水がある場合は、生物の生息・生育環境として保全しましょう。



リバーフレンドシップ制度

「リバーフレンドシップ」とは住民と行政による協働事業です。住民、利用者等がリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としています。活動に必要な物品を県が貸与し、活動によって集まった雑草や空き缶等廃棄物の処分を市町が協力することで、活動団体の取組を支援します。

【資料：河川企画課】

【関係する主体： **県** **県民** **事業者** 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 **市町** ｝

11-3 湖沼・湿地の保全

湖沼やため池、湿地、干潟は閉鎖的な環境であるため、地域固有の生態系を形成しています。しかし、湿地や干潟の多くは埋め立てによって消失する等、取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、湖沼や湿地、干潟の調査等、環境の保全に向けた取組が必要です。



小田貫湿原

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、湖沼・湿地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生】

- 「はまなこ環境ネットワーク」の活動や、浜名湖クリーン作戦の実施等、地元が主体となった環境保全活動の促進により、浜名湖の水環境の保全を図ります。 ○ [自然保護課]
- 「佐鳴湖水環境向上行動計画」に基づき、流域における水環境改善の取組を定着させるとともに、行動計画に基づく啓発活動等、流域一体となった総合的な水環境の向上に向けた取組を推進します。 ○ [河川企画課]
- 「麻機遊水地保全活用推進協議会（自然再生部会）」において、麻機遊水地の貴重な自然環境の保全、復元に向けた自然再生の取組を実施します。 ○ [河川企画課・河川海岸整備課]
- 自然環境保全地域に指定している桶ヶ谷沼のベッコウトンボ等の貴重な動植物を保全します。 ○ [自然保護課]

【水産資源の管理】

- 漁業者が自ら行っているアサリの天然採苗や人工増殖事業を推進し、浜名湖のアサリ資源を安定して増やします。 ○ [水産資源課]
- アサリ資源を保全しつつ漁獲する漁業者の取組を支援します。 ○ [水産資源課]
- 漁業者が行うアカエイの駆除方法や駆除したアカエイの活用方法の検討に参画し、アカエイの密度管理の実現を目指します。 ○ [水産資源課]

② 県民の取組

- 「はまなこ環境ネットワーク」をはじめ、湖沼・湿地の環境保全のためのネットワークに積極的に参加・協力しましょう。
- アサリ等の水産資源が枯渇しないよう、採りすぎないようにしましょう。
- 汚れた水を湖沼・湿地に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。

③事業者の取組

- 「はまなこ環境ネットワーク」をはじめ、湖沼・湿地の環境保全のためのネットワークに積極的に参加・協力しましょう。
- アサリ等の水産資源が枯渇しないように資源管理を徹底しましょう。
- 汚れた水を湖沼・湿地に流したり、ごみを捨てないようにしましょう。



はまなこ環境ネットワーク

浜名湖の課題や解決策を共有し、情報やノウハウを交換しながら、必要なときに協力し合えるネットワークをつくるという趣旨のもと、「浜名湖憲章」に賛同する団体が集まって組織したのが「はまなこ環境ネットワーク」です。2005年（平成17年）の創設には静岡県環境森林部自然保護室（当時）が取りまとめを担当し、団体や行政をつなぐコーディネーターを務めたNPO法人地域づくりサポートネットが2008年（平成20年）から事務局を担っています。現在、70を超える市民グループ・学校・企業・行政等がメンバーとして登録し、浜名湖の環境保全に関する様々な取組を行っています。

【関係する主体： **県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町**】



麻機遊水地保全活用推進協議会

これまで巴川流域麻機遊水地自然再生協議会（2004年（平成16年）1月設立）が目的としてきた麻機遊水地の自然再生活動を発展的に継承し、再生・保全された自然を地域資源として活用すべきであるとの考えから、静岡県、静岡市、地域住民その他関係団体は、麻機遊水地保全活用推進協議会を2016年（平成28年）7月に設立しました。主な活動内容は、在来植物の保全・再生活動や、人為的な攪乱によりミズアオイやタコノアシ等の攪乱依存種の再生・保全活動を行っています。その他にも、外来種の駆除や自然観察会、シンポジウム等の開催、障害者との共生社会を実現するための自然再生活動を行っています。

【資料：麻機遊水地保全活用推進協議会 ほか】

【関係する主体： **県 県民 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 市町**】



オオキンケイギクの除去



麻機遊水地フェスタ
(ネイチャークラフト)



麻機遊水地フェスタ
(サクラタデ観察)



上空から見た麻機遊水地

行動方針 12 海岸から深海につながる生態系の保全

12-1 海岸の保全

海岸では海岸侵食等による生息環境の消失や松枯れ等が発生しています。そのため、海岸・港湾の整備を行う場合は、海岸法や港湾法、漁港漁場整備法等において原則となっている環境との調和について配慮するとともに、松林の適正な管理、松枯れへの対策等が必要です。海岸への車両の進入禁止や砂浜の回復（総合的な土砂管理の方法の考え方に基づく砂浜の保全の方法の検討等）、漂着ごみの処理等にも取り組む必要があります。



三保松原

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【法令等による保全】

- 自然公園法に基づく自然公園や、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域における開発等の行為規制を行い、湖沼・湿地の自然環境を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]
- 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導、車両等の乗入れ規制区域の指定、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 ○ ○ ○ ○ [自然保護課]

【生物多様性に配慮した海岸・港湾の整備】

- 高潮・津波等からの海岸の防護にあたっては、生物多様性に配慮した海岸保全施設の整備を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課・河川企画課]
- 港湾の整備では、沿岸域の豊かな自然環境の保全・再生・創出を積極的に行います。また、にぎわいのある美しい港湾空間を形成するとともに、避難地や防災拠点として活用できる「防災・減災」の機能を持ち、かつ親水性を有し自然環境と共生する緑地の整備を行います。 ○ ○ ○ ○ [港湾企画課]

【海岸防災林の保全】

- 海岸防災林における森林整備方針に基づき、防災林を整備・育成します。 ○ ○ ○ ○ [森林保全課]
- 薬剤予防散布、被害木の駆除、予防剤注入等の松枯れ対策を実施します。 ○ ○ ○ ○ [森林整備課]

【砂浜や干潟の再生】

- 砂浜や干潟等多様な自然環境の保全・創出を促進します。また、維持管理等を含め、県民との協働による保全・再生に努めます。 ○ ○ ○ ○ [河川海岸整備課・港湾整備課]
- 海生生物の状況調査を実施し、福田漁港・浅羽海岸におけるサンドバイパスシステムによる周辺環境への影響について把握に努めます。 ○ [漁港整備課]

【アカウミガメの保護】

- アカウミガメ保護監視員を委嘱し、産卵地における巡視や卵の保護等を実施します。 ○ [自然保護課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- アカウミガメの保護に配慮し、工事実施時期の調整や、海岸清掃活動、海岸侵食対策等の検討を実施します。

- [河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課・農地保全課・文化財保護課]

【漂着ごみの除去】

- 海岸漂着物対策をより一層促進するため、「静岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、関係者の相互協力をさらに促し、漂着ごみによる生物多様性への影響の低減を図ります。

- ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課・河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課]

- 海岸の漂着ごみについては、自治体や関係機関等と連携しつつ対策を進め、環境保全に取り組みます。

- ○ ○ ○ [廃棄物リサイクル課・河川砂防管理課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課]

※自然由来の漂着物（流木や動植物遺体等）は、海浜性生物の餌や隠れ場所として重要な要素でもあることから、生物多様性の観点から配慮が必要な場合もあります。

② 県民の取組

- 松葉掻き等、海岸防災林の適正管理に協力しましょう。
- 安易に自動車やバイクを海岸に乗り入れたり、直火でバーベキューや焚き火等をしないようにしましょう。
- ごみの散乱、漂着ごみ、マイクロプラスチック等が発生しないように、ごみを捨てたり、釣り糸や釣り針等を放置しないようにするとともに、ごみを見つけた場合は持ち帰りましょう。
- 地域や団体等が主催する海岸清掃に参加しましょう。

③ 事業者の取組

- 松葉掻き等、海岸防災林の適正管理に協力しましょう。
- ごみを捨てたり、釣り糸や釣り針等を放置しないようにするとともに、ごみを見つけた場合は持ち帰りましょう。
- 地域や団体等が主催する海岸清掃に参加しましょう。



海岸防災林協働管理計画の策定

県では海岸防災林を、地域の方々・地元市町・県の3者が協働して守り育てていくことが大切だと考え、地域ごとに海岸防災林協働管理計画の策定を進めています。3者の役割分担や連携を明確にし、地域の方々と協働で海岸防災林等の管理を行っていきます。

[関係する主体： **県** **県民** 事業者 民間団体 教育機関・研究機関・専門家 **市町**]



しずおかポートサポーター

県は、静岡県が管理する港湾や漁港において、住民や利用者を「しずおかポートサポーター」に認定しています。ポートサポーターは自らが行う清掃や美化活動を通じて、港湾や漁港に対する愛着や誇りを育み、また、ポートサポーター及び県が協働し、豊かで快適な港湾空間や漁港空間を創造することを目的としています。清水港や焼津漁港で活動が行われています。

[関係する主体： **県** **県民** 事業者 **民間団体** 教育機関・研究機関・専門家 **市町**]



港湾緑地の整備・維持管理

御前崎港管理事務所が民間団体「御前崎エコクラブ」の皆さんとの協働により、御前崎港緑地の整備・維持管理を進めてきました。具体的には、コンクリートの池をビオトープに復活させたほか、公園内を花咲く小道、いのちの森、わくわく広場等にゾーニングし、明るく安全な手づくりの公園に生まれ変わりました。【資料：「協働の底力。虎の巻」(静岡県建設技術監理センター)】

【関係する主体： **県** **県民** 事業者 **民間団体** 教育機関・研究機関・専門家 **市町** 】

12-2 水産資源の維持管理

海洋においては磯焼け等の問題が発生しています。そのため、減少している藻場等の保全・回復の取組を推進するとともに、持続的に水産資源を活用するため、水産資源の適正管理、栽培漁業の推進、養殖業における環境負荷低減等が必要です。また、栽培漁業では遺伝的多様性に配慮することが重要です。



焼津漁港(小川第1船渠)

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【漁獲量の適正管理】

- 漁獲可能量(TAC) 制度の適正な運用や漁業者による漁期や漁獲量の制限等自主的な漁獲制限の促進により水産資源の適正な管理を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 漁業者による漁期や漁獲量の制限により、水産資源を適正に管理します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

【生物多様性に配慮した栽培漁業の推進】

- 「静岡県栽培漁業基本計画」に基づいて、遺伝的多様性に配慮して稚魚を生産するとともに、稚魚放流後も適切な管理を行うことにより、水産資源の維持・増大、沿岸漁業を振興します。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]
- 残餌や糞による環境汚染軽減のための飼育密度や適正給餌、水産用医薬品の適正使用を指導します。 ○ [水産資源課]
- 魚類養殖が盛んな地区では、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を定め、漁場の持続的利用に努めます。 ○ [水産資源課]
- 稚魚を生産するための親魚には、栽培漁業を行う海域の天然魚を用いる等、放流時に遺伝的多様性を保持できる個体を確保します。また、定期的に一定数を入れ替え、一つの家系に固定されてしまわないようにします。 ○ ○ ○ ○ [水産資源課]

【藻場等の保全・再生】

- テングサ生産の回復と持続的な生産を目指して、雑藻の刈り取りを行う等の対策を行い、生物多様性の豊かな藻場の再生・保全を図ります。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]
- 磯焼けや他の原因で減少している藻場の水産資源としての活用と保全を図るため、藻場の再生の障害となる藻食性のアイゴ等の管理について、漁業者への支援と指導を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]
- 漁業者等の地域団体が行う藻場保全に対する支援と指導を行います。 ○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

- 漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動への取組を支援します。

○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]

【持続可能で環境に配慮した水産物の普及】

- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」について普及啓発します。

○ ○ ○ ○ [水産振興課・水産資源課]

② 県民の取組

- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」がついた商品やサービスを選択しましょう。

③ 事業者の取組

- 漁獲や資源の動向に注意を払いつつ、水産資源を適切に保全・管理しましょう。
- 放流種苗の遺伝的多様性の確保に配慮した種苗生産に取り組みましょう。
- 魚類養殖で周辺海域の水質汚濁が生じないように配慮しましょう。
- 海のエコラベル「MSC（海洋管理協議会）」「マリン・エコラベル・ジャパン」がついた商品やサービスを選択・供給しましょう。



コラム

遺伝子の多様性に配慮した栽培漁業のための研究

静岡県水産技術研究所では、遺伝情報の解析技術により、マダイの種苗生産過程における遺伝的多様性について調査し、多様性低下の有無及び低下に関わる要因を解明することで、遺伝子の多様性の維持向上を目指しています。

【資料：静岡県水産技術研究所 遺伝子解析を活用した種苗生産技術改善研究（平成24～26年度）】

12-3 深海生物の調査・研究

深海生物は、最近では伊豆地域の観光資源の一つにもなっていますが、その実態の多くは解明されていません。そのため、深海生物についてさらなる調査・研究を行うとともに、適正な保全・活用を図る必要があります。



キンメダイ

① 行政の取組

伊豆	東部	中部	西部	関係課
----	----	----	----	-----

【深海生物の資源回復に向けた研究】

- キンメダイの資源回復に向けた稚魚の放流を目指した種苗生産の研究を行います。

○ [水産資源課]

② 県民の取組

- 深海生物に興味を持ちましょう。
- 河川や海岸にごみを捨てない等、深海がごみ等によって汚染されないように心がけましょう。

③ 事業者の取組

- 深海生物の持続可能な利用に努め、資源として保全しましょう。